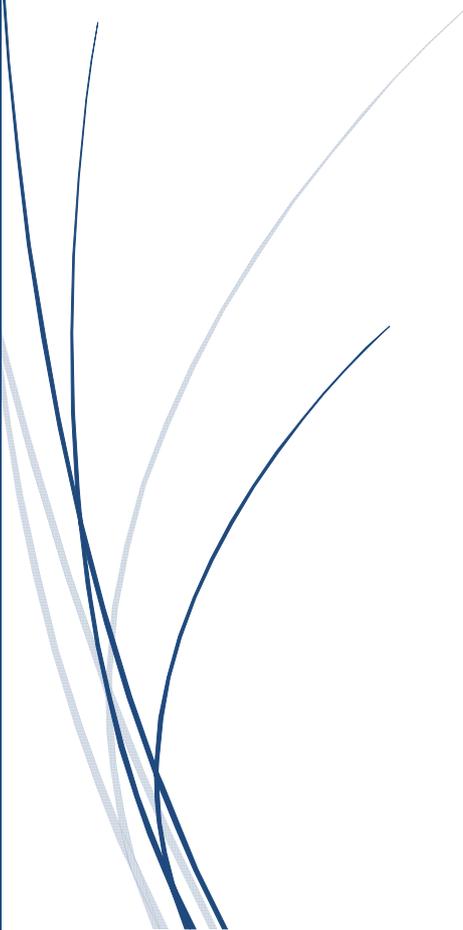




2022年6月7日

# 令和3年度 入札制度及び運用に関する 意見書



松阪市入札等監視委員会

# 目 次

1. はじめに	1
2. 委員名簿	2
3. 委員会の開催状況	2
4. 審議事案の総評	3
図1 発注工事の金額・件数の推移	
5. 令和3年度の入札制度改正後における結果の検証とそれに対する意見	4
(1) 落札率の比較（最低制限価格制度）	
図2 最低制限価格を定めない案件を除いた平均落札率の状況	
(2) 落札率の比較（低入札価格調査制度）	5
図3 低入札型の平均落札率の状況	
(3) 総合評価落札方式	6
表1 松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区1号外污水管渠及び配水管 布設替工事の落札結果	
(4) 災害時における指名競争入札の適用	7
6. 当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見	7
(1) 当委員会が注目した入札結果について	
①五主津波避難タワー新築工事の入札事務の誤りによる入札の無効について	
②入札中止	8
表2 入札中止件数	
③入札参加者数が5社以下、落札率が90%以上の案件	
(2) 週休2日制工事	9
図4 年間実労働時間	
(3) 工事の平準化	10
図5 建設工事の四半期別発注件数	
図6 建設工事の四半期別発注割合	
(4) インセンティブ型入札	11
表3 令和3年度インセンティブ型入札案件	
7. むすびに	11

## 1. はじめに

---

当委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく第三者機関として平成19年度に設置され、毎年、松阪市（以下、「本市」という。）に対し、入札や契約状況などについての監視事項や提言などを取りまとめて市長に対し意見を具申してきた。

新型コロナウイルス感染症により世界的に厳しい社会経済情勢が継続する中で、政府は、景気は持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられるが、ウクライナ情勢などによる不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約などによる下振れリスクに十分注意する必要があるとしている。このような中、政府はコロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとするため、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」などの経済対策を行っている（令和4年4月21日内閣府月例経済報告書より）。

本市においてもコロナ禍を教訓として、急激な社会の変化に柔軟に対応するため、地域経済回復、活性化を目的とした新規創業、担い手発掘の環境整備及び女性起業家支援ネットワークの構築や市内中小企業、小規模企業者における経営基盤の強化支援など様々な政策が打ち出されている。

一方、公共工事においては新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置として適切な対応を行い、工事の継続に努めてきたところである。建設業界を取り巻く情勢は刻々と変化しており、国土交通省が行った価格動向調査（令和4年3月1日～5日現在）による現在及び将来（3か月先）の資材価格はアスファルト合材、木材、H型鋼、石油などがやや上昇傾向にあり、このまま原材料の価格が更に高騰して工事価格を押し上げることも懸念される。また、人材の確保など様々な課題がある中で、社会資本の整備を目的とし、特に防災・減災、国土強靱化に伴う災害対策をはじめとした公共工事は今後も継続的な実施が必要とされる。

このような状況を踏まえつつも公共工事は、最少の予算で最大の効果を確保しつつ、公共調達に適時に公正・効率的に円滑に実施される必要がある。当委員会では本市の入札・契約手続及び制度のあり方について、公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保に重点を置き、様々な角度から審議を重ねてきた。また、令和3年度から最低制限価格をはじめとした入札制度の改正が行われたが、これらも含めて意見を具申する。

## 2. 委員名簿

氏 名	職 名 等	備 考
楠 井 嘉 行	三重大学学長顧問 / 弁護士/博士（医学）	委員長
村 田 裕	前 名城大学法科大学院教授	副委員長
坂 本 昇	税理士 / 行政書士	
伊 藤 久美子	三重県私学協会専務理事/法学博士	R3.5.1 委嘱
横 山 賢	前 三重県建設技術センター常務理事 / 一級建築士	R3.7.21 委嘱

## 3. 委員会の開催状況

令和3年度の当委員会で監視対象とした案件は382件（工事284件、委託74件、不調6件、中止18件）で、その他継続審議を行っている低入札価格調査制度による案件のほか、落札率が高かった案件や入札参加者の少なかった案件、特殊性のある案件など137件を抽出し、入札・契約における公正性、公平性、透明性、競争性や契約価格の妥当性、品質確保などについて、慎重に審議を行い、課題などの整理を行った。

また、契約金額1,000万円以上の随意契約の内容審査や契約の適正性などの審査を実施した。

### 【令和3年度 委員会開催状況】

定例会	開催日	審議内容
臨時会	令和3年4月22日（木）	意見書の作成
臨時会	令和3年5月7日（金）	意見書の作成
第1回	令和3年5月20日（木）	令和2年度意見書を市長に提出
第2回	令和3年7月21日（水）	監視対象件数 92件、抽出案件 34件
第3回	令和3年10月20日（水）	監視対象件数 111件、抽出案件 41件
第4回	令和4年1月17日（月）	監視対象件数 133件、抽出案件 51件
第5回	令和4年3月29日（火）	監視対象件数 46件、抽出案件 11件

#### 4. 審議事案の総評

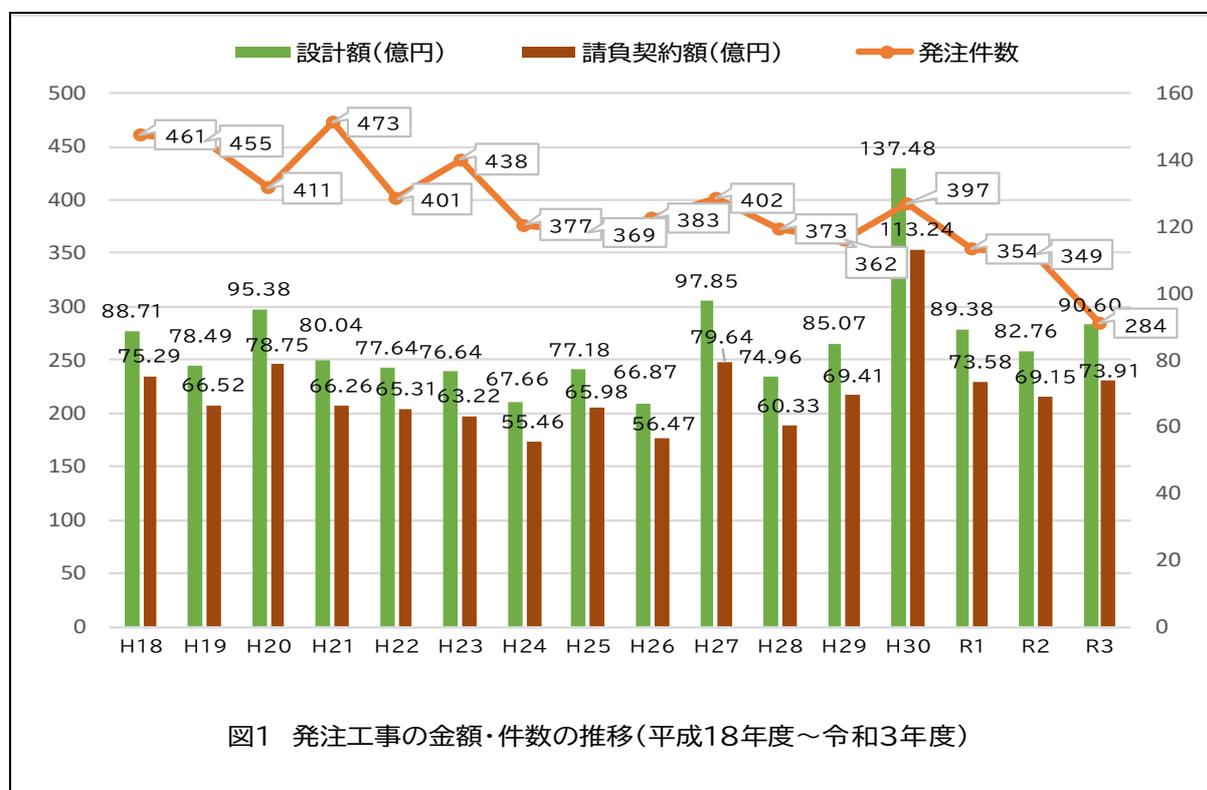
本市では、平成30年度に合併特例債を活用した大型建築物などの発注が相次ぎ、設計額も過去最高額となったが、合併特例債活用のピークが過ぎ、令和3年度は発注件数284件、設計金額90億6,000万円、請負契約金額73億9,100万円となった。

発注件数は前年度に比べ65件少ないが、設計額は7億8,400万円、請負契約額は4億7,600万円、それぞれ前年度より増額となっている。これは設計額2億円を超える大型工事の発注が多かったことによるものである。発注件数は、図1のとおり平成30年度以降、減少傾向が続いているが、設計額は80~90億円程度で推移、請負契約額は70億円前後で推移していることから、1件あたりの請負契約額が増加していると推測される。

審議の総評は、次のとおりである。

- (1) 例年とほぼ同様な事案として、入札案件において現場条件や工事の特殊性により参加者が少ない事案や落札率の高かった事案が見受けられたが、原因と対策などの整理がなされており競争性などについても、概ね確保されているものと推察する。
- (2) 契約金額1,000万円以上の随意契約については、規定に基づく随意契約の妥当性について審議したところ、改善が必要と判断されるものは見当たらなかったが、継続してその必要性と法的整理、契約金額の妥当性、適正性の確保に努められたい。
- (3) 令和3年4月から入札制度が改正されたが、例年に比べ入札中止の増加が見受けられた。この点については後述する。

なお、今回の意見書では、本市の入札制度改正後における状況の検証を行い、それに対する意見も述べる。

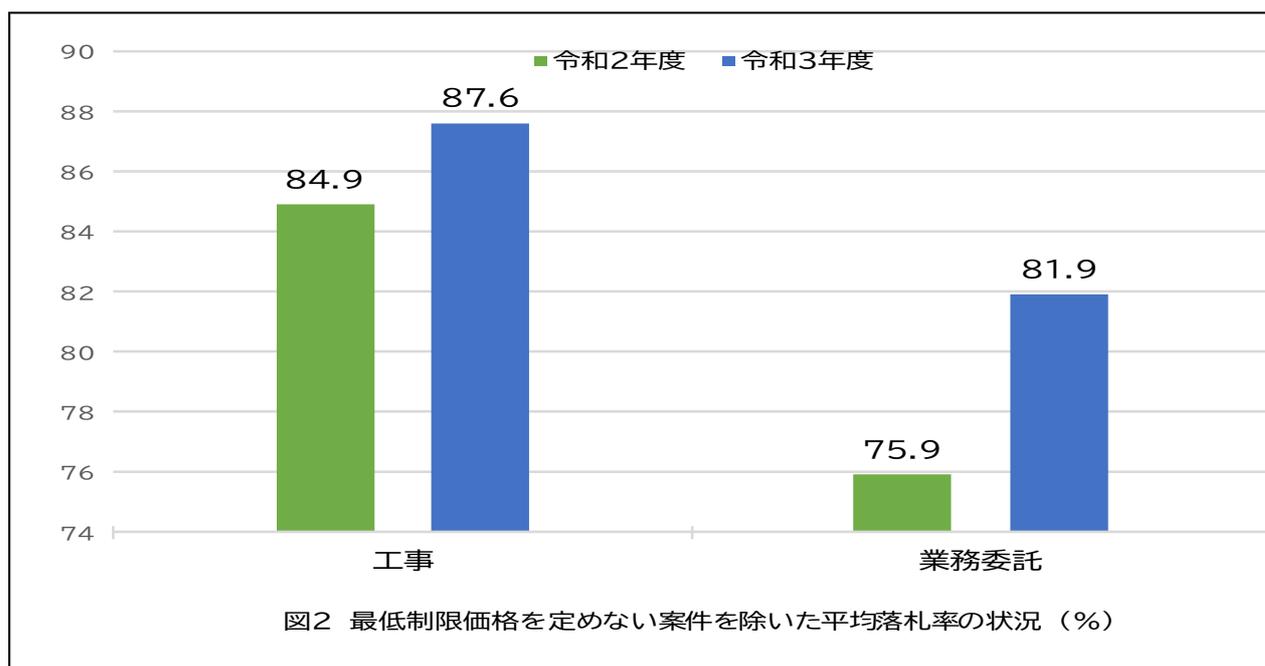


## 5. 令和3年度の入札制度改正後における結果の検証とそれに対する意見

### (1) 落札率の比較（最低制限価格制度）

最低制限価格制度は、競争入札における予定価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする「最低落札の原則」の例外制度として、契約履行の確保のため特に必要がある場合に最低制限価格を設定し、それを下回る価格の者とは契約しないとする制度（地方自治法施行令第167条の10第2項）である。

本市の最低制限価格は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下、「公契連」という。）の計算式をもとにランダム係数を乗じ算出されている。これにより本市の平均落札率は、概ね5%上昇すると推測される旨、昨年度の当委員会の意見書でも述べた（令和2年度意見書8頁）。そこで、最低制限価格率の計算方法の改正による平均落札率の変化を確認するため、令和3年度の全入札件数358件から最低制限価格を設定していない案件11件を除いた347件について工事と業務委託の平均落札率を算出し、同条件で令和2年度と令和3年度の平均落札率を比較した。図2によると公契連モデルに改正したことにより、工事では2.7%（87.6%－84.9%＝2.7%）、業務委託は6.0%（81.9%－75.9%＝6.0%）上昇していることがわかることから、改正の効果が発揮されたものと推測される。

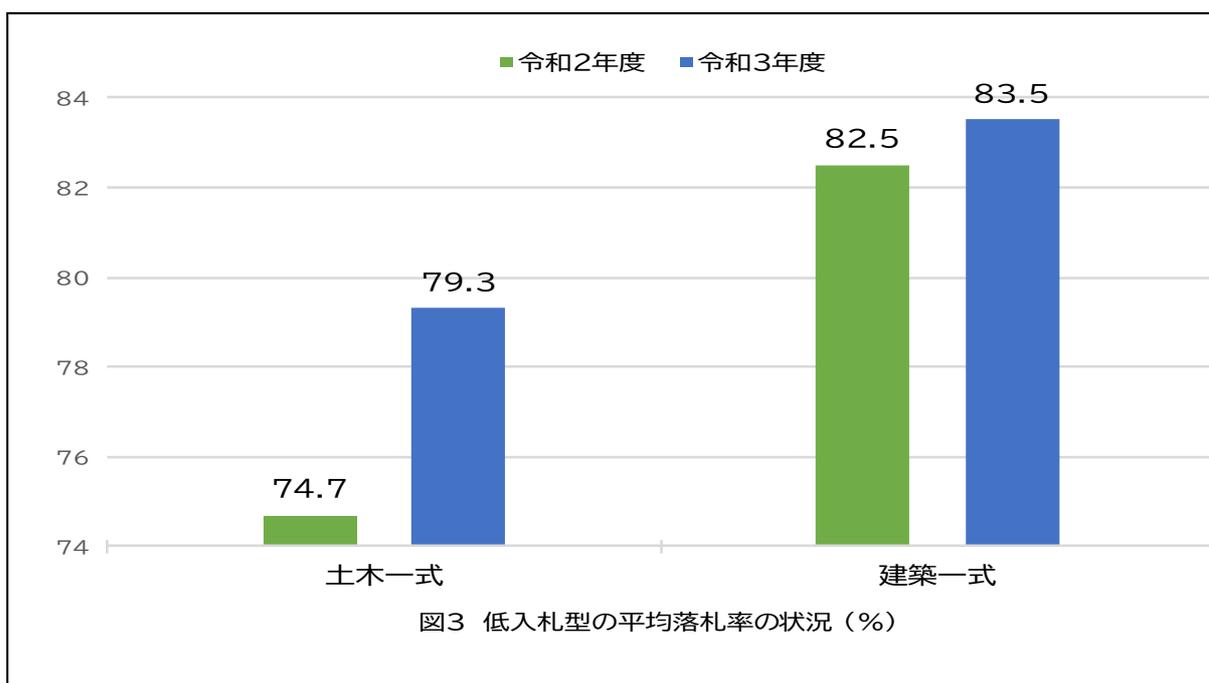


## (2) 落札率の比較（低入札価格調査制度）

続いて、低入札価格調査制度についても同様に検証した。同制度の当初の目的は、最低制限価格の設定上の課題となっている予定価格算出率のくじ引き次第で安価な応札者を無効とし、高値の応札者との契約締結を余儀なくされる契約案件の削減と入札不調案件の発生を削減し、円滑な契約締結を図る目的で設定された制度であった。改正前は、最低制限価格 85%と低入札価格 75%付近に応札額が集中する現状から設定目的と乖離しているという課題があった（令和元年度意見書 6 頁）。

最低制限価格の見直しと同時に低入札価格調査制度における審査基準割合（設計内訳書に記載された価格に乗じる率）の見直しも行ったところ、低入札価格調査を経て契約に至った工事の令和 2 年度と令和 3 年度の平均落札率を比較した。

図 3 によると審査基準割合の見直しによる建築一式の上昇率は 1.0%と低く（83.5%－82.5%＝1.0%）さほどの上昇は見受けられなかったが、土木一式では 4.6%（79.3%－74.7%＝4.6%）上昇していることから一定の効果が発揮されたものとする。



### (3) 総合評価落札方式

総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」(工事成績、工事实績、技術提案など)を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。国では、平成19年3月30日付け国土交通省総合政策局長通知において、各地方公共団体は施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した総合評価方式の導入を速やかに実施することとしている。

本市では、平成19年11月、松阪市総合評価落札方式試行要領を策定し、工事实績、工事成績などを評価する「工事成績等簡易型」で試行運用を図ることとし、平成20年度から平成22年度にかけて、下水道工事で3件の入札を総合評価落札方式で行った。当委員会では、総合評価落札方式の長所を踏まえて、個別案件ごとにより良い工夫を加えながら、実施案件の増加を検討するよう提言してきたが、入札参加開始から契約締結までに期間を要する点や、価格のみの競争入札を行う中で工事の品質そのものに不具合が生じていないという理由で平成23年度以降実施されていなかった。しかし、令和3年度から同方式が再開されたことは高く評価できると考える。

令和3年度の同方式の入札結果を表1に示したが、入札金額が最も低だけでなく、技術評価点が一番高かった業者が落札しており、同方式で発注した効果が発揮されたものと考え、更に今後の動向を注視されたい。また、工事の履行状況や品質も確認したうえで、再度検査結果も踏まえ、同方式の導入について検討や評価を行っていただきたい。

総合評価落札方式は、発注公告から落札者決定に至るまで、学識経験者の意見聴取(県主催の意見聴取会)や総合評価審査会の審査を経なければならず、約2か月の期間を要する。通常の価格競争であれば公告から数週間程度で契約締結が可能であるが、期間をいかに短縮できるかが今後の研究課題である。また、同方式にふさわしい工事の選定や企業に期待する取組みなど、その時代に見合った評価項目(男女共同参画や地域連携の取組みなど)の検討も行いながら、総合評価落札方式での発注の効果を検証されたい。同方式の採用により引き続き、受注希望者の工事成績などの評価や企業の技術力の向上に対する意欲を高め、建設業者の育成につなげることを期待したい。

表1 松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区1号外污水管渠及び配水管布設替工事の落札結果

参加者	入札金額(円)	技術評価点	総合評価値 (技術評価点/入札金額)	落札結果
A社	174,505,000	116.00	6.64737	落札
B社	174,505,000	114.10	6.53849	
C社	174,505,000	113.10	6.48118	
D社	174,505,000	112.80	6.46399	
E社	174,516,000	111.30	6.37763	
F社	174,823,000	111.20	6.36071	
G社	198,080,000	112.50	5.67952	

#### (4) 災害時における指名競争入札の適用

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）（平成 17 年法律第 18 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が定められ、これに従い各省各庁の長や地方公共団体の長などは、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものと規定されている。その中でも、災害復旧は迅速な対応が求められており、「災害発生後の復旧にあたっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手すること」とされている。

本市においては、令和 3 年度の入札制度の見直しによりこれまでの災害時の応急復旧工事は随意契約、それ以外は一般競争入札としていたものを、発災年度と同年度に行う工事のうち随意契約を適用しないものについては指名競争入札を適用するものとされた。開札結果においては、入札参加者数は 4 社であったものの落札率は 86.22%であり、競争性は確保されていると思われるが、指名業者選定における公正性・透明性などの確保に努めるとともに、入札結果においても談合などの疑いが持たれることがないように注意されたい。

##### ■指名競争入札を適用した災害復旧工事

工事名：112-1 矢津町田災害復旧工事

設計金額：1,316,700 円

予定価格：1,316,700 円

契約金額：1,135,200 円

入札参加者：4 社（2 社は辞退）

落札率：86.22%

## 6. 当委員会が特に注目した項目とそれに対する意見

### (1) 当委員会が注目した入札結果について

#### ①五主津波避難タワー新築工事の入札事務の誤りによる入札の無効について

五主津波避難タワー新築工事は、南海トラフ地震において指定された津波浸水想定区域内の津波避難困難地域解消を目的に五主町地内に津波避難タワーを新築する工事であった。当該工事は、令和 3 年 4 月 5 日、条件付き一般競争入札（低入札調査型）で本市ホームページの入札の広場において発注公告を行い、参加申請提出書類や設計図書などを添付したが、本来公表しない「最低制限価格率計算書」が誤って添付ファイルに含まれていることが判明した。このことで入札結果に大きな影響を与えるおそれがあったとともに、入札の公正性が大きく失われることとなった。契約相手方とは既に仮契約を締結していたが、建設工事請負契約書の条項第 48 条の発注者の任意解除権を行使し、契約解除を行った。そのことにより、契約相手方には迷惑をかける結果となっている。

その後、再度公告のうえ入札を執行し、落札者を決定したところであるが、今後においては入札事務の誤りがないよう再発防止のため事務チェック体制の強化を図るなどして、適正な入札事務の執行に万全を期していただきたい。

## ②入札中止

本市の最低制限価格は、これまで設計金額（事前公表）にランダム係数（99.00%～99.99%）を乗じ、予定価格を算出し、その金額に建設工事は85%、業務委託は75%を乗じたものが最低制限価格であった。令和3年4月1日から最低制限価格の算出は、以下の計算式のとおり改正された。

●計算式 最低制限価格 = 予定価格×最低制限価格率

1. 基準価格率 = 基準価格※1 / 予定価格×100

2. 最低制限価格率 = 基準価格率×ランダム係数（99.50～100.49%）

※1 基準価格：①～④の合計額

①直接工事費×基準価格算出基礎数値

②共通仮設費×基準価格算出基礎数値

③現場管理費×基準価格算出基礎数値

④一般管理費等×基準価格算出基礎数値

・基準価格算出基礎数値は、公契連 H31.3 月最新モデル

このことにより入札参加者は最低制限価格を算出するため、基準価格（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）をより正確に積算することが必要となった。そのような中で参加者からの積算内容に関する質問が増え、精査の結果、積算に誤りがあることがわかり入札中止に至ったケースが表2のとおり18件見受けられた。第1四半期には10件の設計違算が見受けられたことから、当委員会でもチェック体制の強化を図るなどの指摘をした。第1四半期中に対策が講じられ、第2四半期は6件、第3四半期は2件、第4四半期は0件と入札中止件数は徐々に減少していった。しかし、年度が替わると人事異動などにより設計ミスが増えることから、設計違算をなくするための取組みを継続するとともにチーム体制の強化を図るなど再発防止に一層努力されたい。

表2 入札中止件数

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
6	3	4	18

## ③入札参加者数が5社以下、落札率が90%以上の案件

当委員会として注目したこの項目において、令和3年度の業務委託、特に建設コンサルタントの上水道・工業用水部門を入札参加資格とする発注において入札参加者数が5社以下で落札率が90%以上の案件が8件みられた。入札参加者が少数の要因には、市内業者の業務委託総手持ち件数や準市内業者の部門別手持ち件数の影響があると推測されるため、手持ち件数を増やしたり、発注時期や合冊による発注を検討するなど競争性を確保するための方策も検討されたい。

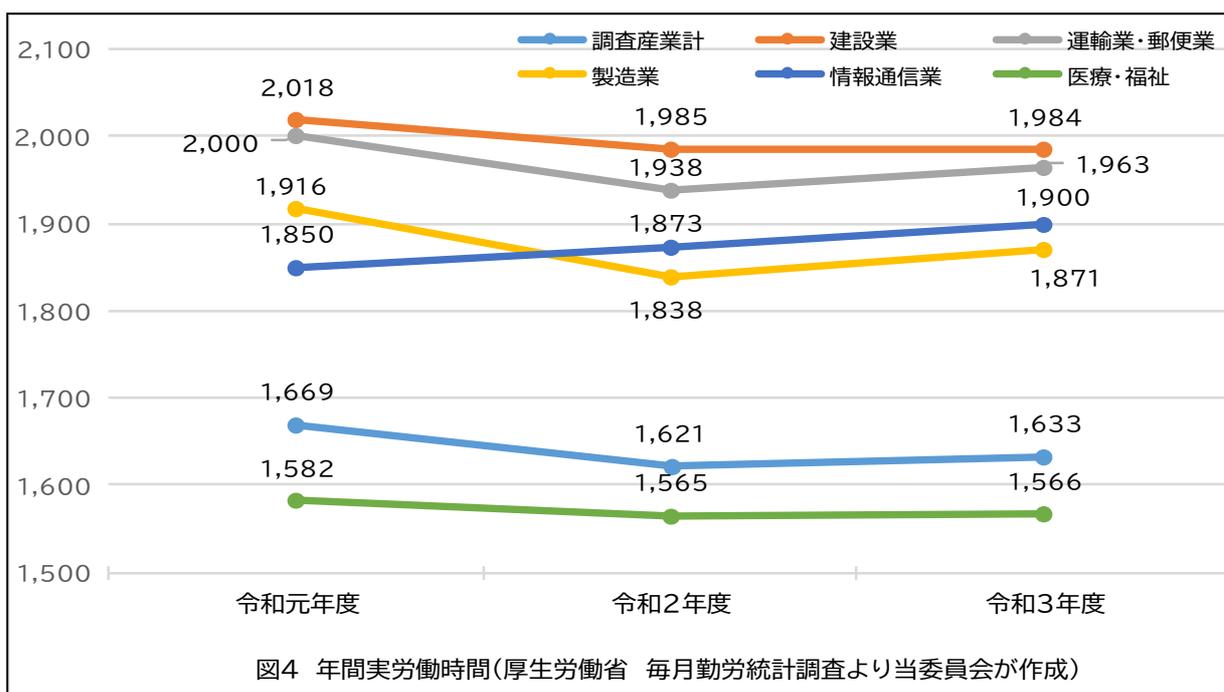
## (2) 週休2日制工事

政府は平成30年3月、「働き方改革実行計画」を策定した。時間外労働の上限規制については、建設業に対し改正労働基準法施行から5年間の猶予期間が設けられたが、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働上限規制が適用されることとなる。週40時間が法律で定められた労働時間の限度となるが、労働基準法第36条に基づく協定（いわゆる36協定）を事業主が締結したとしても「月45時間・年360時間」が時間外労働の上限となる。上限規制は、災害の復旧や復興を目的とした事業を除き、建設業全てが規制の対象であり、特別な事情があって具体的な取り決めをしない限り時間外労働は「月45時間・年360時間」以内となる。

図4は産業別の年間実労働時間の比較である。建設業就業者の実労働時間は全産業平均よりも年間350時間程度長く、その要因として、他産業では当たり前の週休2日が建設現場で普及していないことが大きいとされている。そして、このことが若者が建設業に入職しない大きな理由の1つであると推測されている。

建設業の働き方改革を実現するために個々の建設企業や建設業全体における適切な労務管理や生産性向上に向けた取組みが必要である。下請契約においても、請負契約における取組みと同様、週休2日をベースとし、建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制をクリアできるよう、元請・下請双方が十分に協議の上、適正な工期を設定したうえで取り組むことが重要である。

品確法においては受注者の責務として適正な工期等を定める下請契約の締結や公共工事の実施のための労働環境の改善などが、また、発注者の責務として公共工事に従事する者の労働時間やその他の労働条件が適正に確保されるよう適正な工期を設定することがそれぞれ定められている。このようなことから、週休2日制工事を実現できる環境づくりに向け、適正な工期の設定や工事の平準化などの取組みを検討されたい。

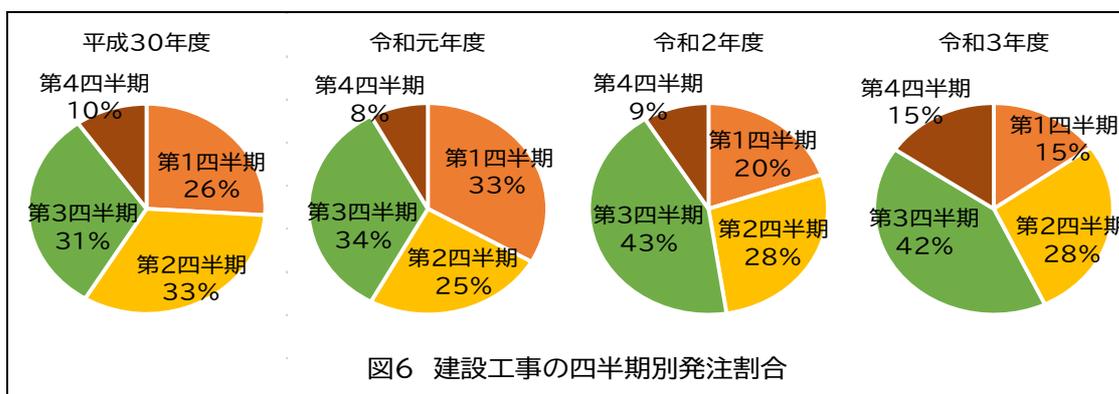
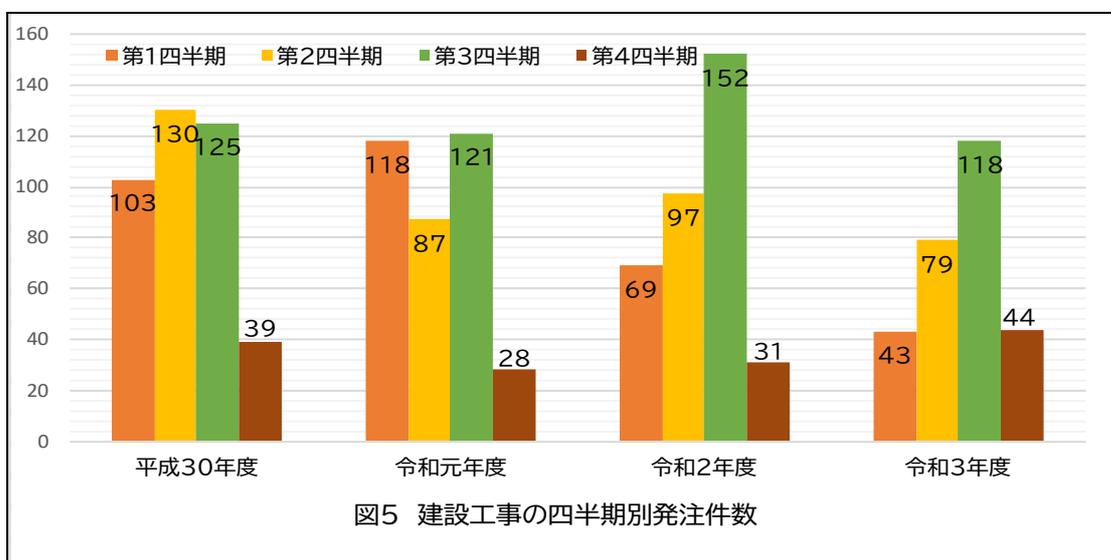


### (3) 工事の平準化

工事の平準化については、品確法による発注者の責務についての指針も出されている。本市においては、令和2年度に12件、令和3年度も5,000万円の債務負担行為を設定し、13件の道路維持修繕工事などについて早期着手しているが、更なる取組みを検討されたい。

図5、図6は平成30年度から令和3年度の四半期ごとの工事発注件数と発注割合を示している。

国や県が推進する工事の平準化については、工事施工が年度末に過度に集中することを避け、年度当初の第1四半期（4月～6月）より工事に着工できるよう求めているところである。令和3年度の第1四半期の発注件数は前年度と比較し減少する結果となったが、その要因を分析し、第1四半期の発注件数が増加するような取組みを検討されたい。また、今後においても早期発注や、債務負担行為をできる限り活用し工事平準化を目指すことを再度提案したい。



#### (4) インセンティブ型入札

インセンティブ型入札は、当委員会でも継続的に審議を行い、工事の適正な施工確保を図るとともに、市内業者の技術力向上や社会的貢献へのモチベーションを高めるため、過去2年度に優良工事を施工した者、過去3年度の全工種の平均成績点が85点以上の者、過去3年度に契約監理課が発注した災害復旧工事を2回以上受注した実績がある者のいずれかを入札参加資格要件とした制度である。平成29年度から試行導入してきたものであり、令和元年度は7件、令和2年度は8件、令和3年度は7件発注し、受注者からも好評を得ている。

表3は令和3年度の実績である。しかし、過去の裁判事例でもみられるが、一定の条件を付して業者を排除しているとみなされるおそれもあるため、さらにより良い方法を検討し、令和4年度もインセンティブ型入札による発注の継続を期待したい。

表3 令和3年度インセンティブ型入札案件(単位:円)

No.	公告	工事名	予定価格	請負契約額	落札率	参加者数
1	60	小黒田北田1号線道路修繕工事	4,099,700	3,571,700	87.12%	6
2	148	第3-301号中道町外配水管布設替工事	48,829,000	43,217,900	88.51%	9
3	175	山添上川線道路改良工事	23,184,700	20,517,200	88.49%	12
4	302	松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区798-1号外污水管渠工事	39,312,900	34,639,000	88.11%	9
5	339	曾原中林2号線舗装新設工事	22,038,500	19,218,100	87.20%	9
6	377	上川住宅1号線道路修繕工事	3,404,500	2,952,400	86.72%	5
7	382	塩浜塚本線道路修繕工事	1,818,300	1,582,900	87.05%	4

## 7. むすびに

めまぐるしく変化する社会情勢や経済状況の中で、建設業は良質な社会資本の整備を通じて国民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、その担い手不足が深刻化している。このため労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、休日数を増やすなど働きやすい職場環境づくりを行い、若者にとって魅力ある産業となることが重要である。

本意見書は、本市における入札及び契約業務において、より適正な制度を確立するため公正性、公平性、競争性、透明性と品質確保の観点から意見を述べてきたが、入札・契約状況は引き続き注視する必要がある。今後も時代の変化に対応しながら適正な入札制度の構築を行い、本市の活性化、発展につながることを期待したい。